

奈良県告示第二百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	
天川村塩野 （〇〇三） 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	天川村塩野 （〇〇三） 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び天川村 役場総務課
天川村北角 （〇〇五） 急傾斜地崩	次の平面図 のとおり	天川村北角 （〇〇五） 急傾斜地崩	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	

壊警戒区域		壊特別警戒区域		役場総務課
天川村北角 (〇〇八) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図 のとおり	天川村北角 (〇〇八) 急傾斜地崩 壊特別警戒 区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり
				奈良県吉野 土木事務所 及び天川村 役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。